



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年11月10日金曜日 第2925号

### ◇ 目 次 ◇

建設業者の許可の取消し.....(東予地方局管理課)... 839  
 土地改良区役員の就退任の届出.....(中予地方局農村整備第一課)... 839  
 土地改良区の定款変更の認可.....( " )... 839  
 道路の区域変更(一般国道494号).....(中予地方局久万高原土木事務所)... 840  
 道路の供用開始( " ).....( " )... 840  
 道路の区域変更(県道宇和島城辺線).....(南予地方局管理課)... 840  
 道路の供用開始(県道宇和島城辺線).....( " )... 840

### 公 告

争議行為の通知の公表.....(労政雇用課)... 840

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1177号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年11月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第9612号	平成24年9月18日	(有)日本造園研究所	曾我 淳美	西条市中西333-10	平成29年9月11日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般-27)第17493号	平成27年5月28日	(株)大和	生田 庸子	新居浜市八幡1-21-21 八幡ビル203	平成29年9月13日	土木事業、石工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(特-28)第1508号	平成28年7月19日	(株)大旺	越智 雅一	今治市喜田村4-10-25	平成29年9月19日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-27)第13176号	平成27年8月17日	ジンノ舗装(有)	神野美恵子	新居浜市岸の上町2-6-36	平成29年9月20日	土木事業 舗装工事業	建設業の廃止
(般-26)第17343号	平成26年7月1日	サンフラワー(株)	曾我部正二	新居浜市王子町4-11	平成29年9月26日	電気工事業	建設業の廃止
(般-27)第17098号	平成27年9月3日	(株)愛和架設	児山 修司	四国中央市三島中央5-8-51	平成29年9月29日	建築工事業 管工事業	建設業の廃止(一部)

#### ○愛媛県告示第1178号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東温市北方土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年11月10日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 正 昭	東温市北方2908番地

#### ○愛媛県告示第1179号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松山市市坪土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年11月10日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

○愛媛県告示第1180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成29年11月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1639番1地先	旧	メートル 5.7～9.0	キロメートル 0.034	
		上浮穴郡久万高原町笠方1639番4	新	7.1～10.8	0.034	

○愛媛県告示第1181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成29年11月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1639番4	平成29年11月10日

○愛媛県告示第1182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成29年11月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町下畑地庚31番1から 同町下畑地乙663番1まで	旧	メートル 5.3～8.1	キロメートル 0.125	
			新	13.3～38.6	0.125	

○愛媛県告示第1183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成29年11月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町下畑地庚31番1から 同町下畑地庚31番4まで	平成29年11月10日

公 告

平成29年11月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成29年10月30日あったので公表する。

- 1 事件 平成29年度年末一時金
- 2 日時 平成29年11月15日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢 1 - 10 - 38

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。